

木津川市市有バス運行管理業務委託に係る仕様書

1. 基本的条件

市有バスを安全かつ適正に運行及び管理するため、「木津川市市有バス運行管理業務委託条件」(別紙1)に掲げる事項を全て満たすこと。

市が指定する条件を満たしていることが確認できる公的証明書等の書類を提出すること(「木津川市市有バス運行管理委託事業に係る提出書類一覧」(別紙2)参照)。

2. 使用車両

市有バス3台を使用する。受注者は、車両を適切に管理し、常に安全な状態を保持すること。

(1) マイクロバス

(京都 200 さ 874) (29人乗り) 長さ 699cm 幅 208cm 高さ 282cm
年式: H17 車名: 日野 型式: PB-RX6JFAA

(2) マイクロバス

(京都 200 さ 863) (25人乗り) 長さ 627cm 幅 206cm 高さ 263cm
年式: H17 車名: 日産 型式: PA-AVW41

(3) 中型バス

(京都 200 は 617) (41人乗り) 長さ 899cm 幅 234cm 高さ 303.5cm
年式: H30 車名: 日野 型式: 2DG-RR2AJDA

3. 車両保管

受注者は、市有バスを適切な車庫に保管し、盗難、事故及び破損の防止に努めること。また、車庫は運行出発地点までおおむね1時間以内に到着できる場所とする。

4. 安全運転

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

5. 整備管理

車両は、道路運送車両法等法令に基づき、常に適正に整備すること。

市有バスの日常点検、定期点検、車検整備及び故障修理等については、受注者で対応すること。

日常点検、定期点検、車検整備及び故障修理等に係る経費については、発注者負担とする。

6. 車両清掃

受注者は、車両の清潔を保つため、必要な清掃を実施すること。

7. 事故対応

事故が発生した場合、受注者は負傷者の救護及び二次事故防止措置を講じ、直ちに警察へ通報を行った上で、発注者へ連絡した後に、事故報告書を速やかに作成し提出すること。

8. 記録の保存

受注者は、運行記録、点呼記録、アルコールチェック記録、事故記録を作成し、1年間保存すること。

9. 発注者負担経費

発注者は、有料道路通行料、駐車場代、宿泊時の乗務員宿泊代、車検代、修理代、重量税、自賠責保険、任意保険について負担する。

運行時間は、車庫を出発し車庫へ入庫した時間とし、運行経費は、1日当たり4時間55分未満又は、4時間55分以上8時間55分未満の区分とする。8時間55分以上については、1時間当たりの追加料金を支払うこととする。運行指示後未運行に終わった場合、車庫から出庫していない場合は無料、出庫した場合は有料とし、上記時間を適用する。

10. 関係法令の遵守

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及びその他関係法令に遵守し、車両の運行管理を行うこと。

11. 運行見込み（1か月当たり）

4時間55分未満	16回
4時間55分以上8時間55分未満	12回
8時間55分以上	9時間
走行距離数	2,251Km

※ 使用回数、超過時間及び走行距離数に変更が生じた場合も、単価の変更は行わないものとする。

木津川市市有バス運行管理業務委託条件

条 件	内 容
運転者資格について	中型 2 種免許取得者で、過去 3 年間道路交通法上違反のない者であること
	上記運転者を 5 人以上確保していること
運行管理について	道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること
	対面点呼を実施していること
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること
運行に付随する施設について	大型旅客自動車に対応可能な施設を確保すること（整備点検場・車庫等）
車両整備について	自社又は系列会社に大型旅客自動車の整備に対応できる整備会社があること
	道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること
社員教育管理について	運転技能向上のための制度マニュアル等が確立され実施されていること
	指導員による現地巡回指導を実施していること
	接客サービス向上のための制度マニュアル等が確立され実施していること
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること
事故対応について	事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず)
	事故防止のための教育制度や運動等を実施していること
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること
資格について	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること
実績について	過去 5 年間のバス運行業務委託実績があること(1 契約の委託期間が半年以上の実績)
保険について	委託業務に従事する従業員の保険は、受注者で加入すること (市は自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険(対人・対物・車両)に加入しています。)

木津川市市有バス運行管理委託事業に係る提出書類一覧

項 目	条 件	理 由	添付書類
運転者資格	中型 2 種免許取得者で、過去 3 年間道路交通法上違反のない者	旅客運送は安全第一であり、良質な運転者を選任する必要がある	公的証明書等書類添付(運転免許証及び運転記録証明書の写し)
	上記運転者を 5 人以上確保していること	予備人員を勘案すると、当該運行には、5 人は必要	
運行管理	道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること	運行時間中、常時、道路状況の把握、気象や事故発生時色々な情報を運転者に指示し伝えるため	公的証明書等書類添付(運行管理者選任届出書、運行管理者資格者証の写し)
	対面点呼の実施	酒気帯び防止、健康管理等のチェックに必要	始業・終業点呼時、アルコール検知器を用いて対面による点検の実施がわかる写真等
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること	乗務員の勤務状況チェック及び運行状況を把握し安全運行指導等に対応するため	各種書類の写し
運行に付随する施設	大型旅客自動車に対応可能な施設を確保すること	自動車洗車機もあれば、突然の車両清掃にも対応可能 整備点検も、素早く対応できるため	施設の状況を概観できる写真
	給油所 整備点検場 車庫等		
車両整備	自社又は系列会社に大型旅客自動車の整備に対応できる整備会社があること	大型車の整備点検、修理等が素早く対応できる(運輸局指定の車検可能な事)	公的証明書・写真等書類添付(整備会社の認証書、指定書等の写し)
	道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐している事		公的証明書等書類添付(整備管理者選任届、自動車整備技能検定合格証書等の写し、整備点検表の写し)

項目	条件	理由	添付書類
社員教育管理に関する事項	運転技能向上の為の制度マニュアル等が確立され実施されていること	旅客輸送には、高度な運転技能が必要であり、そのための教育・指導体制を確保する必要があり、指導員などスタッフの常駐も必要 安全運行及び接遇向上のために必要なため	運転技術向上に関するマニュアル等の写し
	指導員による現地巡回指導を実施していること		巡回指導実施要領、結果表等の写し
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等が確立され実施していること		接客サービス向上に関するマニュアル等の写し
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができてきていること		健康管理室等を設置し、健康状態等に問題がある人は常務させない等個別指導するためにも必要
事故対応	事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず)	所有者責任にも配慮し、責任のある解決をする必要があるため(初期から示談まで)	事故防止マニュアル等
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施している	安全運行のため	事故防止に関する社員研修実施計画等
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立している	安全運行のため	有責事故車に対する研修計画、処分基準等
資格	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていることによる信頼性を重視し、安全な運行を確保するため	公的証明書等書類添付(道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の免許状の写し)
実績	過去5年間のバス運行業務委託状況(1契約の委託期間が半年以上の実績)	一定期間以上の委託業務の実績による信頼性	契約書等の写し